



山原 治 事務所

税経労務通信

税
社会保険
理
政
書
労
務
士
士

編集発行人

山原 治

〒910-0003
福井市松本4-2-4
加藤ビル2F
TEL 0776(21)2470(代)
FAX 0776(24)3311
URL <http://www.yamahara-office.jp>
E-mail info@yamahara-office.jp

6月

(水無月) JUNE

6月の税務と労務

日	12	26
月	13	27
火	14	28
水	15	29
木	16	30
金	17	・
土	18	・
日	19	・
月	20	・
火	21	・
水	22	・
木	23	・
金	24	・
土	25	・

国 税／5月分源泉所得税の納付

6月10日

国 税／所得税の予定納税額の通知

6月15日

国 税／4月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)

6月30日

国 税／10月決算法人の中間申告

6月30日

国 税／7月、10月、1月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合)

6月30日

地方税／個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)

市町村の条例で定める日

労 務／健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届

支払後5日以内

労 務／児童手当現況届(市町村役場に提出)

6月30日

ワンポイント 親族外承継にも拡充された遺留分の特例

遺留分の特例は、中小企業の事業承継円滑化のため、事業後継者が遺留分権利者全員と合意することにより、生前贈与株式等を遺留分の対象外とすること等を規定した民法の特例制度ですが、対象が親族内承継に限定されていたことから、より活用するため本年4月1日からは対象を親族外承継にも拡充しています。

セルフメディケーション推進のための スイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の創設

のものを除く)

※

医療需要の増大ができる限り抑えながら、「国民の健康寿命が延伸する社会」を実現するためには、国民自らが自己の健康管理を進めるセルフメディケーション（自主服薬）を推進することが重要として、平成二十八年度税制改正でスイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）が創設されました。

で医療費控除との併用はできません。

1
制度の概要

用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持促進及び疾病予防への一定の取組を行う個人が、平成二十九年一月一日から三十三年十二月三十一日までの間に、いわゆるスイッチOTC薬の購入費用を年間一万二千円を超えて支払った場合、その購入費用（年間十万円限度）のうち、一万二千円を超える金額が所得控除されます。

3 控除対象医薬品

- 定期健康診断（事業主健診）
健康診査（いわゆる人間ドック等で、医療保険者が行う
もの）

- トアなどで、処方せんなしに買
うことができる薬には「一般用
医薬品」と「要指導医薬品」が
あり、OTC医薬品や市販薬、
大衆薬と呼ばれることもあります。

自分の健康状態に基づいて、調剤薬局などで薬剤師や登録販売者からの適切な情報提供を受け、本人の自己責任・自己判断において購入する薬です。

2 本特例の適用要件とされる健康の維持促進及び疾病の予防への取組み

次のいずれかの健診等又は予防接種（医師の関与があるものに限ります）を受けていることが要件とされています。

① 特定健康診査（いわゆるメタボ健診）

スイッチOTCは、もともと医療用で使われていた薬品が安全性などに問題ないと判断されたため、薬局で販売でできるような一般的な医薬品（OTC医薬品）に切り替えられたものを指します。そのため、効き目が強い反面、副作用などのリスクも高くなることがあります。薬局での薬剤師等の説明を受けて購入する必要があります。



一般用医薬品等の分類

「一般用医薬品等の分類」の略。カウンター越しにアドバイスを受けた上で購入できる薬、というところから由来しています。

それぞれ販売時の陳列や薬剤師等の専門家の関わり方、情報提供の仕方が決められています。例えば、一般用医薬品はインターネット等での通信販売が認められていますが、要指導医薬品は認められていません。必ず薬剤師が対面で指導を行った上で販売することになっています。

4 医療費控除との関係
本特例の適用を受ける場合には、医療費控除の適用を受けることができず、また医療費控除を受ける場合には、本特例は適用できません（選択適用）。

(1) 意義
平均寿命が長くなり、生活習慣病などが問題になってきた現状において、日々をいかに健康に生きるかが問われています。

5 セルフメディケーション
（2）セルフメディケーションの意義
健康に過ごすためには、自分の健康は自分で守ることを意識し、積極的に健康管理に関わることが大切です。そのためには、病気や薬についての正しい知識を身につけることが必要です。正しい知識があれば、軽い症状を自分で改善できたり、生活習慣病の予防や健康維持に役立つことができます。

まずは、普段から適度な運動と栄養バランスの良い食事、十分な睡眠時間を確保し、もとから備わっている自然治癒力を高めることです。その上で、風邪を引いた時に風邪薬を飲む、小さな傷は絆創膏を貼る、疲れた時にビタミン剤を飲むなどの自己服薬を行うことです。

分類	取り扱い	副作用等のリスク	ネット等通信販売
要指導医薬品	医療用に準じた医薬品。一般用になつて間もなくリスクが不確定なものや、劇薬などがあります。自由に手に取ることができない場所に置いてあり、薬剤師から対面での指導・文書での情報提供を受けたうえで購入できます。 ○薬の例 一部のアレルギー治療薬、劇薬、むくみ改善薬など	不確定もしくは高い	不可
第1類医薬品	自由に手に取ることができない場所に置いてあり、薬剤師からの指導・文書での情報提供を受けたうえで購入できます。 ○薬の例 胃腸薬（H2プロッカー）、ニコチン貼付剤、一部の育毛剤など	高い	可
第2類医薬品	薬剤師又は登録販売者は、情報提供に努めなければいけません。特に依存性のあるものなどは「指定第2類医薬品」として区別されます。 ○薬の例 主な風邪薬、解熱鎮痛剤など	中程度	可
医薬第3類	薬剤師又は登録販売者は、情報提供についての義務はありません。 ○薬の例 主な整腸剤、ビタミン剤など	低い	可

そこで、注目されているのが「セルフメディケーション」です。セルフメディケーションとは、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当すること」と世界保健機関（WHO）は定義しています。

■セルフメディケーションの効果

- ① 毎日の健康管理の習慣が身につく
- ② 医療や薬の知識が身につく
- ③ ② 診する手間と時間が省かれる
- ④ ④ 通院が減ることで、国民医療費の増加を防ぐ

（2）セルフメディケーションの取り組み方法

健康に過ごすためには、自分の健康は自分で守ることを意識し、積極的に健康管理に関わることが大切です。そのためには、

病気や薬についての正しい知識を身につけることが必要です。正しい知識があれば、軽い症状を自分で改善できたり、生活習慣病の予防や健康維持に役立つことができます。

まずは、普段から適度な運動と栄養バランスの良い食事、十分な睡眠時間を確保し、もとから備わっている自然治癒力を高めることです。その上で、風邪を引いた時に風邪薬を飲む、小さな傷は絆創膏を貼る、疲れた時にビタミン剤を飲むなどの自己服薬を行うことです。

（1）ポイント
自分の健康状態と生活習慣をチェックする

セルフメディケーションの基本として、自分の身体の状態を知つておくことが重要です。健康診断の結果に注目し、かかりつけ医に相談しながら、生活習慣を見直します。家庭で体重や体脂肪、血圧などをチェックする機器を使い、自分の健康状態を確認します。

（2）ポイント
かかりつけの薬剤師を持つ自分の体質や状態、症状に合った薬を適切に使用するため、薬剤師のアドバイスを受けましょう。かかりつけの薬局や薬剤師を決めておけば、自分の体質に合ったアドバイスを受けられます。

「おくすり手帳」を付けて医師や薬剤師に薬の情報を伝えることも大切です。

申告しなかった上場株式等の配当を修正申告することの可否

配当所得は、原則として確定申告の対象とされますが、確定申告不要制度を選択することもできます。

また、上場株式等の配当等(一定の大口株主等が受けるものを除く)については、総合課税のほかに、申告分離課税を選択することができます。

なお、申告分離課税の選択は、確定申告する上場株式等の配当所得の全額についてしなければなりません。

では、上場株式等の配当の金額について申告分離課税を選択して確定申告をした者が修正申告書を提出する場合に、その配当の金額を総所得金額に含めて申告し、配当控除の適用を受けることができるのでしょうか？

これについては、租税特別措置法において、上場株式等の配当の金額は、総所得金

額及び配当控除の額等の計算上、除外したところで確定申告できることとされ、課税庁が決定又はその後の更正・再更正をする場合は、その配当所得の金額に係る総所得金額及び配当控除の額は課税標準及び税額控除に含めないことが定められています。

この規定からすると当初申告により選択した又は決定により除外されることとなつた上場株式等の配当の処理方法は、その後変更できないものと解されます。

また、上場株式等の配当の金額を総所得金額に算入して確定申告書を提出した場合には、更正の請求又は修正申告書の提出に当たってはその配当所得の金額を総所得金額から除外できないことが明確にされています。

これらのことから、上場株式等の配当の金額を除外して確定申告した場合には、その後の更正又は修正申告において上場株式等の配当の金額を総所得金額に算入することは認められません。

印紙税 申込書、注文書等と表示された文書の取扱い

申込書や注文書等は通常、印紙税の課税対象外ですが、その記載内容によっては、契約の成立等を証する文書に該当し、印紙税の課税対象となります。例えば、次に掲げるものは、一般的に契約書に該当するものとして取り扱われます。

- (1) 基本契約書や約款等に基づく申込みであることが記載されていて、一方の申込みにより自動的に契約が成立することになっている場合の申込書等。

(2) 見積書その他の契約の相手方当事者の作成した文書等に基づく申込みであることが記載されている申込書等。

※(1)、(2)については、別に請書等の契約の成立を証明する文書を作成することが記載されているものは除かれます。

(3) 契約当事者双方の署名又は押印があるもの

所得税 空家にしていたマイホームを売ったときはこの特例が受けられます。(1) 売った家屋は自分が所有者として住んでいたものであること。(2)自分が住まなくなつた日から三年を経過する年の十二月三十一日までにその家屋を売ること。この期間を過ぎてから売った場合にはこの特例を受けることはできません。

マイホームを売ったときには、譲渡所得から最高三千万円まで控除できる特例があります(居住用財産を譲渡した場合の三千万円の特別控除の特例)。この特例を受ける要件の一つに、現に自分の住んでいるマイホームを売ること、があります。しかし、過去に住んでいたマイホームを売った場合でも、次の二つのいずれにも当てはまるときにはこの特例が受けられます。

(1) 売った家屋は自分が所有者として住んでいたものであること。

(2)自分が住まなくなつた日から三年を経過する年の十二月三十一日までにその家屋を売ること。

この期間を過ぎてから売った場合にはこの特例を受けることはできません。